

日本労働年鑑 第57集 1987年版  
The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

3 新産業別最低賃金への転換

八六年二月一四日、中央最低賃金審議会は、「現行産業別最低賃金の廃止および新産業別最低賃金への転換等について」の答申(いわゆる八五年答申)をおこなった。これは七五年以来検討をおこなってきた産業別最低賃金のあり方についての最終結論であり、現行産業別最低賃金の廃止の時期および方法ならびに新しい産業別最低賃金の具体的な方向を示したものである。以下に八五年答申の基本的考え方を明らかにしよう。

(1) 今後の産業別最低賃金については、八一年答申に示された考え方に則り、最低賃金法第一条の規定にもとづく、労働協約拡張方式によるもののほか、最低賃金法一六条の四の規定による関係労使の申し出があり、かつ最低賃金審議会在が地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて、新しい産業別最低賃金として設定する。

(2) この場合の新しい産業別最低賃金の適用対象業務の範囲は、原則として日本標準分類の小分類または必要に応じ細分類によるものとする。ただし、同種の基幹的労働者をそれぞれ含む二以上の産業をあわせることができる。

(3) 現行の産業別最低賃金についてはすみやかに整理を図るものとするが、現在の賃金秩序に急激な変化を与えることを避けるとともに、新しい産業別最低賃金への転換が可能であるものについては整理にあたってつぎの(1)、(2)の方針によっておこなうこととする。

(1) 現行産業別最低賃金について、地域別最低賃金の対象とすることが適当と認められる年齢・業務および業種にかんし、当該産業別最低賃金は適用除外とする措置を計画的・段階的におこないつつ、八八年度までの間は金額の改定をおこなうとともに新産業別最低賃金へ転換することが適当なものについては、当該転換のために必要な準備または調整を進める。

(2) 適用除外の措置がおこなわれ、かつ地域別最低賃金よりも高い最低賃金を設定することについて合理的な理由があると認められるものの新産業別最低賃金への転換については、関係者は積極的に努力するものとする、という内容であった。

つぎに八一年答申にもとづく新しい産業別最低賃金を設定するための具体的な運用方針は、すでに中賃から八二年一月に「新しい産業別最低賃金の運用方針について」と題する答申として一応の考え方が明らかにされていたが、八五年答申においてはこの運用方針について、経過措置が設けられるなど、一部見直しがおこなわれた。経過措置の内容はつぎのようなものである。

(1) 決定にかんする申し出の要件として「相当数」を三分の一にしたこと。

(2) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性の判断については、企業間、地域間

または組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合のほかに、さらに、産業別最低賃金と当該都道府県における地域別最低賃金との金額水準の差が大きいこと等の事情からみて、当該産業別最低賃金の廃止により各種の賃金格差の拡大等が予想されるかどうか等を参考にすることとしたこと。

なお当該産業別最低賃金の適用を受ける基幹的労働者または使用者のおおむね三分の一以上のものの合意をもとに申し出があった場合には必要性にかんする要件に該当するものとして取り扱うこと。

(3)「小くり」の産業の範囲については、現在、中分類以上の単位で設定されているものについては、適用除外の実施状況、関係労使団体の組織状況、基幹的な業務の共通性等を勘案しつつ、最低賃金審議会において適用対象業種の合理的な範囲(くり方)を決定することとしたこと。

(4) 基幹的労働者については、年齢、業務等の適用除外が適切におこなわれている現行産業別最低賃金の適用労働者を基幹的労働者として取り扱うこと。また、新産業別最低賃金は、相当数の労働者に適用が見込まれるものでなければならないとされているが、この「相当数の労働者」の範囲については、最低賃金審議会において、原則として一〇〇〇人程度を基準として、地域の実情に応じて決定することとしたこと。

新産業別最低賃金に移行するにあたって重要な意味をもっているのはいわゆる適用除外の措置であるが、これの具体的な進め方について労働省は、都道府県労働基準局長あてにつぎのような通達をおこなっている。

一 昭和六二年度および昭和六三年変における適用除外対象業種の選定基準  
昭和六二年度および昭和六三年度における適用除外対象業種については、以下の基準により選定するものとする。

(1)昭和六二年度 昭和六一年度に各都道府県労働基準局が実施した「最低賃金に関する基礎調査」(以下、「基礎調査」という。)の結果における賃金に関する特性値のうち、第一・十分位数、第一・四分位数、中分位数の三つの特性値について、全調査産集計の数値を一〇〇として当該業種の数値を指数化したときに、これら指数がともに九五未満となる業種(原則として日本標準産業分類の小分類を単位とする。以下同じ)。

(2)昭和六三年度 昭和六二年度の基礎調査の結果において、第一・十分位数についての指数が一〇〇未満となり、第一・四分位数、中分位数についても同様の傾向にあると認められる業種。なお、昭和六一年度の基礎調査の結果において上記(1)に該当しない業種のなかで、第一・十分位数が一〇〇未満であって、第一・四分位数、中分位数についても同様の傾向にあると認められる業種については昭和六二年度の基礎調査において再度集計をおこなうものとする。

二 昭和六二年度における業種の適用除外にあたって留意すべき事項

(1) 上記一(1)の基準により、昭和六二年度における適用除外対象業種に選定された業種については、次の(1)および(2)の業種を除き、昭和六二年度において適用除外の措置を実施するものとする。

(1)各都道府県における主要産業である等の理由により昭和六二年度において適用除外とすることが適当でない認められる業種。

(2)昭和六四年度前に、法第一六条の四の規定により新産業別最低賃金の決定にかんする申出がおこなわれることが確実であり、関係労使による話し合いがおこなわれていると認められる業種。

なお、上記(1)および(2)の業種については通達記の第一の二の(3)のハにおける「検討中」の業種とし、その取扱いの決定を昭和六三年変に繰り越すことができるものとするが、これにより「検討中」とされる業種は最小限にとどまるよう関係者の理解を得つつ審議を尽くすものとする。

(2) 昭和六一年度の基礎調査において集計をおこなわなかった業種および昭和六一年度の基礎調査の結果により上記一の(1)の基準に該当しない業種については、昭和六二年度における適用除外の措置をおこなわず、適用除外について「検討中」の業種として取り扱うものとする。

ただし、昭和六一年度の基礎調査の結果により上記一の(1)の基準に該当しない業種の中で、類似の業種の大部分が適用除外されるにもかかわらず例外的に残される業種が生ずる場合には、これを適用除外することの適否について検討し、その検討結果に応じて必要な措置をおこなうものとする。

(3) 以上の検討にあたっては、検討小委員会等(通達記の第一の五の小委員会等の意見調整の場をいう)を活用する等により審議の促進を図るものとするが、適宜、関係労使からの意見の聴取をおこなうなどにより、その意向の反映に十分努めるものとする。

### 三 昭和六三年度における業種の適用除外にあたって留意すべき事項

昭和六三年度における業種の適用除外にあたって留意すべき事項については、昭和六二年度における業種の適用除外の措置の実施状況等を踏まえつつ、改めて指示するものとする。

### 四 業種の適用除外にあたっての考え方等

(1) 業種の適用除外の措置を上記のとおり段階的におこなうこととしたのは、地方最低賃金審議会の円滑な運営と、業種の適用除外の措置の着実な実施をめざしたものであること。

(2) 業種に関する適用除外の措置は、現行産業別最低賃金の整理の最終段階に当たるものであり、新産業別最低賃金への転換を含め、各都道府県における今後の新産業別最低賃金の在り方等の検討とあわせておこなうことが肝要であること。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

